

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(ウ) (略) (エ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄並びに2-13第2欄エ欄

新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(ウ) (略) (エ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能	(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合 (イ) (ア)以外の場合
	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	
	ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないもの)に限ります。においてPPPoE接続を行うための機能	

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)	(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合 (イ) (ア)以外の場合
	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	
	ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないもの)に限ります。においてPPPoE接続を行うための機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)	

附 則（令和2年6月16日東相制第19-00118号）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

2 附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）第5項に定める機能の符号伝送が可能な速度は、1 Gbit/sまでとします。

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の2の下位層 (レイヤ 1~2) 仕様については、2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4 又は 2. 1. 5 のいずれか1つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R イン タフェース	IP v 4	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとします。
	IP v 6	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	IP v 4 / IP v 6	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の2の下位層 (レイヤ 1~2) 仕様については、2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4 又は 2. 1. 5 のいずれか1つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R / E R インタフェ ース	IP v 4	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとします。
	IP v 6	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	IP v 4 / IP v 6	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

技術的条件集別表 26.2

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv4 トンネル方式-10GBASE -LR インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

4.3に規定するダイナミックルーティング

(略)

技術的条件集別表 26.2

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv4 トンネル方式-10GBASE インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

スタティックもしくは4.3に規定するダイナミックルーティング

(略)

技術的条件集別表 26.4

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6 トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠
コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

4.3項に規定するダイナミックルーティング

(略)

技術的条件集別表 26.4

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6 トンネル方式-10GBASE インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠
コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

スタティックもしくは4.3項に規定するダイナミックルーティング

(略)